

九州ルーテル学院大学学生健康診断規程

第1条 学生は、大学が行う定期健康診断を受けなければならない。

第2条 やむをえない事情のため、前条の健康診断を受けることができなかった者は、指定された内容の健康診断書を学生支援センターに提出しなければならない。この場合の経費は、本人負担とする。

第3条 定期健康診断を受けなかった者で、第2条に定める健康診断書を指定期日までに提出しない者には、各種証明書を発行しない。